

令和3年第1回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 令和3年3月24日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	檜木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	森岡真輝	局長補佐	檜山裕子
------	------	------	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課員	中島正博	総務政策課員	芝健治
企画員		企画員	
税務課長	平尾好孝	住民生活課長	坂本厳
住民生活課員	宮本真里	住民生活課員	木村陽子
企画員		企画員	
住民生活課員	陸平志保	住民生活課員	瀬田和哉
企画員		企画員	
産業建設課長	栗田信孝	産業建設課員	山根康生
		企画員	

産業建設課 企画員	吉田 忠弘	上下水道課長	橋本 秀行
上下水道課 企画員	谷本 誠	教育委員会 総務課長	中松 秀夫
教育委員会 総務課 学校給食センター 所長	前芝 由希	教育委員会 生涯学習課長	三浦 誠

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 1 号 令和 2 年度上富田町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 2 議案第 1 号 上大中清掃施設組合規約の変更について
- 日程第 3 議案第 2 号 紀南環境広域施設組合規約の変更について
- 日程第 4 議案第 3 号 上富田町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 号 上富田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 5 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 6 号 上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 7 号 上富田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 8 号 令和 2 年度上富田町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 10 議案第 9 号 令和 2 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 10 号 令和 2 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 11 号 令和 2 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 議案第 12 号 令和 2 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 13 号 令和 2 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 14 号 令和 2 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 15 号 令和 2 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 16 号 令和 3 年度上富田町一般会計予算
- 日程第 18 議案第 17 号 令和 3 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 19 議案第 18 号 令和 3 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算

- 日程第 2 0 議案第 1 9 号 令和 3 年度上富田町特別会計介護保険予算
- 日程第 2 1 議案第 2 0 号 令和 3 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号 令和 3 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 令和 3 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 令和 3 年度上富田町特別会計奨学事業予算
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 令和 3 年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号 令和 3 年度上富田町特別会計公共下水道事業予算
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 令和 3 年度上富田町水道事業会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 令和 3 年度上富田町特別会計朝来財産区予算
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 町道路線の認定について
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 町道路線の変更について
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 町道路線の廃止について
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号 町有財産の処分について
- 日程第 3 6 議案第 3 5 号 上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 7 議案第 3 6 号 上富田町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 3 8 議員派遣の件について
- 日程第 3 9 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前8時57分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回上富田町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 報告第1号～日程第16 議案第15号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第1 報告第1号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第7号）の件から日程第16 議案第15号、令和2年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）の件まで16件を一括議題といたします。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。榎木議員より挙手の申出がありますので、これを許可いたします。

△日程第1 報告第1号

○議長（大石哲雄）

日程第1 報告第1号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第1号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の

承認を求める件を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第2 議案第1号

○議長（大石哲雄）

日程第2 議案第1号、上大中清掃施設組合格約の変更についての件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号、上大中清掃施設組合格約の変更についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第2号

○議長（大石哲雄）

日程第3 議案第2号、紀南環境広域施設組合格約の変更についての件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号、紀南環境広域施設組合規約の変更についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第3号

○議長（大石哲雄）

日程第4 議案第3号、上富田町職員定数条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号、上富田町職員定数条例の一部を改正する条例の件を採決します。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第4号

○議長(大石哲雄)

日程第5 議案第4号、上富田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号、上富田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第5号

○議長(大石哲雄)

日程第6 議案第5号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件につ

いて質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決
します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第6号

○議長（大石哲雄）

日程第7 議案第6号、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件について
質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第7号

○議長（大石哲雄）

日程第8 議案第7号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決します。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第8号

○議長（大石哲雄）

日程第9 議案第8号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第8号）の件について質疑を行います。一括でお願いします。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

40ページの保育費の報酬の減額についてお聞きします。よろしいでしょうか。40ページです。

○議長（大石哲雄）

40ページ、保育所運営費。

○6番（吉本和広）

入所する子供の数が確定しない中で組む予算であるので、少し余裕を持った額となり、その分が減額されるのは当然のことです。しかし、入所する園児の人数が確定した4月以降、本来配置すべきと考えていた保育者のうち、欠員となってしまった数は何人になりますか。欠員によって生まれた金額と欠員となった職員を保育業務別に朝夕のみの臨時職員であったり、育休補充、正職に近い時間勤務する会計年度職員などについて説明してください。加えて、このような状況は毎年起きているのかについてもお答えください。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、木村君。

○住民生活課企画員（木村陽子）

おはようございます。

6番、吉本議員の質問にお答えします。

保育所の報酬の減額等の理由につきましてですが、令和2年4月1日では、保育士等、調理師の会計年度任用職員が54人であり、当初予算時の人数よりも8人少ない状態でありました。その後、5月には保育士1名と保育補助員2名の採用はありましたが、途中で結婚・妊娠・出産等で辞められる方もあり、その都度補充に努めましたが、不足の状態となっております。1年を通してでは、両保育所合わせて1名から2名程度の不足状態となっております。

雇用には朝夕のみの任用職員さんもおられます。欠員により生まれた金額は、今回減額しております金額となっておりますが、年度途中のため精算はできておりません。

保育士数については、児童福祉法で定められている基準を満たしておりますが、より充実した保育を行うために必要な数として不足している状態となっております。

当初予算の要求と新年度の入所の申込みの時期が同時期であるために、必要な保育士

数を確定していない状態での予算要求をすることになっております。入所される全体の数や低年齢児の数、配慮の必要な児童など、もろもろの事情によって必要な保育士数も変わってくるために当初の数と大きく誤差が出る年もあります。それは年によって、今言った条件によって保育士数が変わってきますので、その年その年によって変わってくるものとなっております。

また、今回、保育士の有資格者がいないために保育補助員4名の雇用となり、そのため1人当たりの金額が下がったことも減額の理由となっております。

以上となります。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

応募がなく欠員が出たことで保育業務に影響はなかったのでしょうか。

欠員者が本来行うはずであった業務はどのようにしていたのでしょうか。

職員が欠員業務を兼ねていませんか。

○議長（大石哲雄）

木村君。

○住民生活課企画員（木村陽子）

6番、吉本議員の質問にお答えします。

不足した人数分は、他の会計年度任用職員と協議し、勤務時間を可能な範囲で延ばすなどの調整を行って対応しておりますが、大きな負担にならないようにしております。

以上となります。

○議長（大石哲雄）

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

本来配置すべきと考えていた保育者が入らないのは、保育を受ける子供たちにとって保育の質、安全面から見てよくないことです。特に今はコロナ禍の中で保育所は感染対策のため、人の確保が求められます。

保育士は資格を有する専門職です。その保育士が正規職員として雇用されず、会計年度職員として多く雇用されていることが保育士を確保できない原因だと考えられますが、このような問題が起こることについて、その原因と解決方法をどのように考えておられますか。

○議長（大石哲雄）

この減額の理由を聞いておるわけやから、答えられるんだったら、答えたって。減額

の理由を聞いておるようなものやから、質問であって質疑のようになるから、答えられるんだったら答えてください。

○議長（大石哲雄）

木村君。

○住民生活課企画員（木村陽子）

6番、吉本議員の質疑にお答えします。

正規職員の保育士につきましては、退職等で辞められた方の分は、正規職員分として採用のほうは行っております。また、任用職員さんにつきましては、ハローワーク等を活用したり、知人の方に声をかけていただいたりしてできる限りの雇用に向けて努力はしているんですけども、聞きましたらどこの地域でも保育士さんが不足している状態であるということになっております。今後も町としましては、雇用については努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

失礼しました。

まず、反対討論の発言を許します。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

議案第8号、令和2年度上富田町一般会計補正予算に対する反対討論をします。

議案第8号については、議案第34号、町有財産の処分と関連があり、後ほど述べる理由で反対ですので、議案第8号を認めることができません。

よって、議案第8号、令和2年度上富田町一般会計補正予算に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第8号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第8号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第10 議案第9号

○議長（大石哲雄）

日程第10 議案第9号、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）の件について質疑を行います。一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第9号、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第10号

○議長(大石哲雄)

日程第11 議案第10号、令和2年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算(第2号)の件について質疑を行います。一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第10号、令和2年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算(第2号)の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第11号

○議長(大石哲雄)

日程第12 議案第11号 令和2年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第3号)の件について質疑を行います。一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第11号、令和2年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第12号

○議長（大石哲雄）

日程第13 議案第12号、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第12号、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第13号

○議長（大石哲雄）

日程第14 議案第13号、令和2年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）の件について質疑を行います。一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第13号、令和2年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第15 議案第14号

○議長（大石哲雄）

日程第15 議案第14号、令和2年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）の件について質疑を行います。一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第14号、令和2年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第15号

○議長（大石哲雄）

日程第16 議案第15号、令和2年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）の件について質疑を行います。一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第15号、令和2年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第17 議案第16号～日程第28 議案第27号

○議長（大石哲雄）

日程第17 議案第16号、令和3年度上富田町一般会計予算の件から日程第28 議案第27号、令和3年度上富田町特別会計朝来財産区予算の件まで12件を一括議題といたします。

当初予算の件につきましては、予算審査特別委員会においてご審議を賜っております。お手元に配付しておりますとおり、委員会審査報告書が提出されておりますので、事務局より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

令和3年3月24日、上富田町議会議長大石哲雄殿。

予算審査特別委員会委員長田上明人。

委員会審査報告書。

令和3年第1回（3月）定例会において本委員会に付託された各会計の予算案については、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。
記。

1、議件。

議案第16号、令和3年度上富田町一般会計予算から議案第27号、令和3年度上富田町特別会計朝来財産区予算までの12件。

2、審査結果。

議案第16号から議案第27号までを原案可決とする。

3、審査年月日。

令和3年3月8日、令和3年3月16日、令和3年3月17日。

以上です。

○議長（大石哲雄）

本案に対する委員長の報告を求めます。

委員長、7番、田上明人君。

○7番（田上明人）

おはようございます。

ただいま議題となりました議案第16号、令和3年度上富田町一般会計予算から議案第27号、令和3年度上富田町特別会計朝来財産区予算までの12議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

議案第16号から議案第27号までの12議案は、去る3月8日に当予算審査特別委員会に付託され、3月16日、17日の2日間で当局から説明を受け、その後、質疑、討論、採決を行いました。

その結果、付託された12議案のうち、議案第16号と議案第18号及び議案第20号の3議案については賛成多数により可決しました。

また、議案第17号と議案第19号及び議案第21号から議案第27号までの9議案については、全会一致により全て原案のとおり可決するものとなりました。

各議案審査の過程においては、前年対比による増減理由、主な事業に関する説明書により新規事業などの内容及び効果や積算根拠をただし、財政の健全化は確保されているか、決算審査の指摘事項などが予算に反映されているかどうかなど、質疑、提言は広範にわたりました。

一般会計の総額は63億1,200万円で、前年対比2億4,000万円の増で、過去2番目の予算規模となりました。主なものは、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る予算、可燃ごみ焼却処分委託料及び野球場大規模改修事業等に係る費用計上による予算増を伴うものです。

厳しい財政事情の中、今後も予算の精査に努める必要があると考えます。

当局においては、機構改革に伴い業務が多忙となりますが、新年度予算の執行につきましては、委員会において可決の議決を得たことの重みをしっかりと受け止めていただき、予定事業の推進に当たっていただくことを強く要望して、委員長報告とします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより各議案ごとに討論、採決を行います。

△日程第 17 議案第 16 号

○議長（大石哲雄）

日程第 17 議案第 16 号、令和 3 年度上富田町一般会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。
まず、反対討論の発言を許します。
10 番、九鬼君。

○10 番（九鬼裕見子）

議案第 16 号、令和 3 年度上富田町一般会計予算に対する反対討論をします。

コロナ禍において、町民の中で高齢者施設、障害児施設、保育所、学童保育所など、ケア労働に関わる人が多く働いています。当町においてコロナの発症率は低いですが、ケア労働に関わる方たちへの新型コロナに対する感染防止策と検査に対する対応や中小零細事業者に対する助成の町独自の対策予算が必要だと思います。

福祉政策では、町民の移動手段への改善の方向には進んでいますが、安心して住み続けるための移動手段の確保となっているのでしょうか。

また、公立保育所では、会計年度任用職員は 3 分の 2 を占め、正職員の負担は重く、未来を担う子供たちの発達保障を考えると、正規職員の確保が必要ではないかと思えます。

そういった対応が見られないことから、議案第 16 号、令和 3 年度上富田町一般会計予算に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。
2 番、正垣君。

○2 番（正垣耕平）

賛成討論をします。よろしく申し上げます。

次年度一般会計予算は総額63億1,200万円と、依然として続く厳しい財政状況の中でも過去2番目の予算規模となっています。中でも、新型コロナウイルスワクチン接種事業関連で8,600万円、希望する方にしっかり接種していただくためには、日々変わる状況に迅速に対応していくことが必要です。また、生馬公民館耐震改修事業で6,680万円、総務費の中で庁舎非常用発電設備の更新事業4,850万円、とりわけこの3つの事業は、町民の安心・安全に対し素早く、そして大きく寄与できるものと考えております。

今回、予算特別委員会で、私は1つの着眼点として、コロナ禍を経験した今、アフターコロナへの予想と展望が次年度予算にどう反映されているかに焦点を当てて審査に臨んできました。各関連予算の審査を経て、コロナ禍が終息した場合、また、継続した場合の両面から幅を持って対応できる予算を組まれていると受け止めております。

よって、議案第16号、令和3年度上富田町一般会計予算に賛成をいたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第16号、令和3年度上富田町一般会計予算の件を採決いたします。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

○議長（大石哲雄）

日程第18 議案第17号、令和3年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

議案第17号、令和3年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算に対する賛成討論をします。

国保加入者の多くが低所得者であり、国保税の支払いが大きな負担となっています。そんな中、令和3年度の賦課割合を見ると、家族の人数に係る均等割の負担割合は、昨年度より増えてはいますが、国保基金1億円を使って国保税の減額を行っています。国は来年、22年度から子育て世代の負担軽減を進めるとして、未就学児に限って均等割を5割、公費で軽減する方針を決めたとのこと。

当町において、今後、未就学児のみならず子供に係る均等割の負担軽減を検討していただけるよう発言し、議案第17号、令和3年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算に賛成します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第17号、令和3年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第 19 議案第 18 号

○議長（大石哲雄）

日程第 19 議案第 18 号、令和 3 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

10 番、九鬼君。

○10 番（九鬼裕見子）

議案第 18 号、令和 3 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算に対する反対討論をします。

後期高齢者医療保険制度は、75 歳以上を別枠の医療保険に囲い込み、痛みを感じてもらおうと始まった医療制度です。保険料は 2 年に 1 回見直しされ、低所得者に対して均等割の軽減割合が以前の 9 割軽減が廃止され、令和元年度より 8.5 割、令和 2 年 7.75 割、令和 3 年度は 7 割軽減となり、軽減率は下がり、まさしく高齢者に痛みを感じてもらおう政策となっています。

今後、1 割から 2 割、3 割と窓口負担増が検討されていますが、高齢になれば医療にかかるが増えるのは当然です。年金だけの生活の中、医療抑制になり重症化を招きます。後期高齢者医療が広域連合といえども高齢者が安心して医療にかかれるよう意見を述べることができますが、その対応がなされているでしょうか。

よって、議案第 18 号、令和 3 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第18号、令和3年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第20 議案第19号

○議長（大石哲雄）

日程第20 議案第19号、令和3年度上富田町特別会計介護保険予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

議案第19号、令和3年度上富田町特別会計介護保険予算に対する賛成討論をします。

介護保険料は第8期の1年目です。低所得者保険料軽減措置が実施されていますが、年金生活者は年収の約1か月分が有無も言えない年金天引きとなっています。そんな中、十分とは言えませんが、令和3年度の予算は準備基金を使って保険料の軽減対応がなさ

れていることから、議案第19号、令和3年度上富田町特別会計介護保険予算に賛成します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第19号、令和3年度上富田町特別会計介護保険予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第21 議案第20号

○議長（大石哲雄）

日程第21 議案第20号、令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

議案第20号、令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業予算に対する反対討論をします。

平成30年度から残土処分場用地として土地取得し、シモタニ地区での造成工事の行われ、令和3年度も給水工事の予算が計上され、残土処分料の歳入はあるものの、1億

9,000万円の歳出となります。今のところ売却予定はなく不要不急の造成工事ではないでしょうか。

宅地造成事業は減額に努力されていますが、繰上げ充用での対応となっています。今後は町の保有地の売却に計画的に取り組み、毎年行われている繰上げ充用額の減額にさらに努められるよう発言し、議案第20号、令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業予算に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第20号、令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決することに決しました。

△日程第22 議案第21号

○議長（大石哲雄）

日程第22 議案第21号、令和3年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第21号、令和3年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第23 議案第22号

○議長(大石哲雄)

日程第23 議案第22号、令和3年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第22号、令和3年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第24 議案第23号

○議長(大石哲雄)

日程第 2 4 議案第 2 3 号、令和 3 年度上富田町特別会計奨学事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 2 3 号、令和 3 年度上富田町特別会計奨学事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第 2 5 議案第 2 4 号

○議長(大石哲雄)

日程第 2 5 議案第 2 4 号、令和 3 年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 2 4 号、令和 3 年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第 2 6 議案第 2 5 号

○議長（大石哲雄）

日程第 2 6 議案第 2 5 号、令和 3 年度上富田町特別会計公共下水道事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 2 5 号、令和 3 年度上富田町特別会計公共下水道事業予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第 2 7 議案第 2 6 号

○議長（大石哲雄）

日程第 2 7 議案第 2 6 号、令和 3 年度上富田町水道事業会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 2 6 号、令和 3 年度上富田町水道事業会計予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第 28 議案第 27 号

○議長（大石哲雄）

日程第 28 議案第 27 号、令和 3 年度上富田町特別会計朝来財産区予算について討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 27 号、令和 3 年度上富田町朝来財産区予算の件を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

9 時 55 分まで休憩します。

休憩 午前 9 時 43 分

再開 午前 9 時 53 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第 29 議案第 28 号～日程第 35 議案第 34 号

○議長（大石哲雄）

日程第 2 9 議案第 2 8 号、和解及び損害賠償の額の決定についての件から日程第 3 5 議案第 3 4 号、町有財産の処分についての件まで 7 件を一括議題といたします。

△日程第 2 9 議案第 2 8 号

○議長（大石哲雄）

日程第 2 9 議案第 2 8 号、和解及び損害賠償の額の決定についての件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 2 8 号、和解及び損害賠償の額の決定についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 3 0 議案第 2 9 号

○議長（大石哲雄）

日程第 3 0 議案第 2 9 号、公の施設の指定管理者の指定についての件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、吉本君。

○6番（吉本和広）

質問します。

一般質問で経緯についてお聞きしました。候補者選定の基本方針にありますように、選定委員会による採点表を用いて行われるよう今後は検討すべきではないでしょうか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

7番、吉本議員の質疑になるか、質問になるかと判断しかねますがお答えします。

今回、この議案につきましては、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第5条の規定に基づき、私が非公募で第3条各号、第4条各号の規定に照らし、総合的に判断して上程させてもらったものであります。今、吉本議員言われますことにつきましては、要望として受け止めておきます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第29号、公の施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大石哲雄）

日程第31 議案第30号、公の施設の指定管理者の指定についての件について質疑を行います。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

先ほどと同じ質問になりますが、候補者選定の基本方針にありますように、選定委員会による採点表を用いて行われるよう今後は検討すべきではないでしょうか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

7番、吉本議員の質問か質疑かちょっと判断しかねますが、お答えします。
要望として受け止めておきます。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。
これより議案第30号、公の施設の指定管理者の指定についての件を採決します。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第32 議案第31号

○議長（大石哲雄）

日程第32 議案第31号、町道路線の認定についての件について質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。
これより議案第31号、町道路線の認定についての件を採決します。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第33 議案第32号

○議長(大石哲雄)

日程第33 議案第32号、町道路線の変更についての件について質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。

これより議案第32号、町道路線の変更についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第34 議案第33号

○議長(大石哲雄)

日程第34 議案第33号、町道路線の廃止についての件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第33号、町道路線の廃止についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第35 議案第34号

○議長(大石哲雄)

日程第35 議案第34号、町有財産の処分についての件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

アスベストがどこにどれだけ使われているか、アスベストの種類によって解体の仕方と処分量が違うということなのですが、算定はどうなっているか。

2つ目は、使われているとしたら壊すときに近隣住民に対しての対応はどうなるかの2点についてよろしくをお願いします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

10番、九鬼議員の質疑にお答えいたします。

まず、アスベストについてでございますが、実態で申しますと、当該の牛舎、そのほかの施設にアスベストが何キログラム使われているかということは把握してございません。建設当時に恐らく使われるのが一般的だった建材にはアスベストが含まれているのが一般的だったので、使われているだろうということもございます。ただその後、幾度となく修繕をしてございまして、新しい建材に張り替えたりしています。そうすると、牛舎の建物全体について、一々、この新しい建材が何枚あってそれは控除しましょうみたいな計算をせざるを得ない、それが手間であることもありますし、実際にはしてないということがございます。

ただそれについては、この当時の販売予定者である尾花組様のほうで下見を十分にされて、その上で必要なアスベストがこのぐらい入っているやろうという前提での解体撤去費として見積もっていただいていますので、おそらく尾花組さんが見積もっていただいた量を超えて処分費がかさばるとことは恐らくないだろうと考えてございます。尾花組様のほうでも、解体撤去については法に基づいて適正に処分して、近隣住民あるいはその解体作業をしている作業の労働者の方々の健康被害には十分留意されて解体されるということは伺ってございますので、このような扱いにさせていただいてございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

今のアスベストの件の関連になりますけれども、我々説明を受けたとき、町自身も試算してというんか、見積りを取って、その金額よりも尾花さんが安かったので尾花さんになったという説明を受けてんけれども、いわゆる町自身が見積りを取ったときは、アス

ベストを計算して数字を出してて当たり前と思ったんですが、それは違ったんですか。
尾花さんがやったんですか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

8番、松井議員の質疑にお答えいたします。

当方も、ですから当方で依頼した見積りにつきましても、含有量を正確に見積もっているわけではなくて、当時の建材がこのぐらいあるやろうということを見込んだ上で、処分費を計算した上で解体費について計算したものでございます。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

10番、九鬼君。

まず、反対討論の発言を許します。

○10番（九鬼裕見子）

議案第34号、町有財産の処分について反対討論をします。

旧畜産団地の処分については反対するものではありません。今回の処分について、アスベストの種類によって解体の仕方と処分量が違う中、アスベストがどこにどれだけ使われているか、詳細の見積りなど資料を求めましたが、資料の提出はできないとのことでした。

議員がその処分が適当であるか知ることは町民への責任です。不透明さを感じることから、議案第34号、町有財産処分についての件に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第34号、町有財産の処分についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第36 議案第35号

○議長（大石哲雄）

日程第36 議案第35号、上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第35号、上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を、上富田町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記。

氏名、小倉久義。

住所、上富田町岩崎517番地の8。

生年月日、昭和27年12月28日。

令和3年3月24日提出、上富田町長奥田誠。

選任理由を説明いたします。

小倉久義氏につきましては、本年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き上富田町固定資産評価審査委員会委員として務めていただきたく、議会の同意を求めるものであります。

小倉氏は、同委員として3期9年の経験と元役場職員として、在職中は税務課、総務政策課等の職も歴任しています。固定資産評価につきましても十分な知識と認識があり、適任であると考えますので、同意方よろしくお願い申し上げます。

なお、任期期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となります。
以上でございます。

○議長（大石哲雄）

これより本件について質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
討論を省略したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。
討論を省略します。
お諮りします。
ただいま議題となっています議案第35号、上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。
よって、議案第35号についての件はこれに同意することに決しました。

△日程第37 議案第36号

○議長（大石哲雄）

日程第37 議案第36号、上富田町教育委員会教育長の任命についての件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第36号、上富田町教育委員会教育長の任命について。

下記の者を、上富田町教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。
記。

氏名、宮内一裕。

住所、上富田町岩田1642番地の5。

生年月日、昭和31年8月21日。

令和3年3月24日提出、上富田町長奥田誠。

任命理由を説明いたします。

このたび上富田町教育委員会梅本昭二三教育長が一身上の都合により、本年3月31日をもって退任したい旨の申出があり退任いたします。

後任の宮内一裕氏は、上富田町、白浜町、田辺市の小学校で教鞭を取られ、朝来小学校では教務主任を務め、児童・生徒の教育はもとより、教職員をリードし、朝来小学校の教育活動の充実・振興に尽力されました。白浜町立市鹿野小学校に教頭として赴任し、白浜町指定研究を受け、教育活動の深化に努めています。その後、白浜第一小学校の教頭として教職員をリードし活躍されています。田辺市近野小学校の校長に赴任し、世界遺産を擁する近野地域のよさを生かした教育活動に尽力され、地域に根差した教育活動の振興に貢献され、平成28年度末に定年退職を迎えられています。

平成29年4月より本町教育委員会指導主事として教職生活で培った識見を基に町内教職員の指導・助言をし、本町教育活動の向上に尽力されています。生徒理解や学校運営に至る経験豊富な卓越した識見を持って本町教育にご示唆いただけるものと考えております。

町の教育、子供の生きる姿、生涯学習の充実に幅広く寄与していただける人材であり、今回、上富田町教育委員会教育長として任命したいので、議会の同意をお願いするものであります。何とぞご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、任期期間は令和3年4月1日から令和3年8月31日までの5か月間で、前任者の残任期間となります。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

これより本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第36号、上富田町教育委員会教育長の任命についての同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、上富田町教育委員会教育長の任命についての同意を求める件はこれに同意することに決しました。

ただいま上富田町教育委員会教育長の任命に同意いたしました宮内一裕さんをご挨拶を申し出たい旨がございますので、これを許可いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○議長（大石哲雄）

再開いたします。

宮内一裕さん、挨拶をお願いします。

○宮内一裕氏

教育長拝命に当たりご挨拶申し上げます。

本日の議会におきまして、皆様方のご同意を賜りありがとうございました。4月1日付で奥田町長様より教育長に任命いただく宮内でございます。どうかよろしく申し上げます。

3期10年に及ぶ梅本教育長様の後を引き継ぎ、ふるさとの教育に携われる喜びとともに、教育行政の遂行という職責の重さに身の引き締まる思いです。私はこれまで微力ながら指導主事として主に学校分野に携わってまいりましたが、これからは幅広く国や県の動向にも注視しながら、上富田町総合計画にも示されていますように、上富田町の教育全般に目を向け、研さんしていく所存です。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の蔓延は、本町にとっても大きな脅威となっ

ております。安心・安全な教育活動の推進は大きな課題であると考えております。

皆様方のご指導、ご支援をいただきながら、教育委員会事務局職員とともに力を合わせ、全力で教育活動に邁進してまいりたいと思います。浅学非才ではございますが、これまでの梅本教育長様の取組を継承し、発展できるように地道に努めてまいります。

今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、簡単措辞ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大石哲雄）

宮内さん、任期中よろしくお願いをいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時16分

○議長（大石哲雄）

再開します。

梅本教育長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

教育長、梅本君。

○教育長（梅本昭二三）

おはようございます。

私は、来る3月31日をもって一身上の都合により教育長の職を辞させていただきます。貴重なお時間をいただき恐縮ですが、退任のご挨拶を申し上げます。

平成23年9月1日より3期9年7か月にわたり教育長を務めさせていただきました。この間、町長、副町長をはじめ町職員の皆様、議長、議員の皆様をはじめ、多くの皆様のご支援、ご指導を賜り、その都度叱咤激励をいただきながら多くの教育活動、生涯学習事業に関わり、大過なく職責を果たすことができました。これもひとえに皆様の温かいご指導、ご鞭撻のたまものと深く感謝し、御礼申し上げます。ありがとうございました。今後とも変わらぬご厚情をお願いいたしたいと思っております。

なお、後任の宮内一裕教育長にも私同様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健康とご多幸、上富田町、町議会、町の教育がますますご繁栄されることをご祈念し、お礼のご挨拶といたします。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（大石哲雄）

梅本教育長さんにおかれましては、長年にわたり上富田町の教育に貢献され、誠にご苦勞さまでございました。今後ともご指導賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

△日程第 3 8 議員派遣の件について

○議長（大石哲雄）

日程第 3 8 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、会議規則第 1 2 1 条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

△日程第 3 9 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出について

○議長（大石哲雄）

日程第 3 9 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

申出書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から会議規則第 7 5 条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務教育常任委員会家根谷美智子委員長より 2 8 項目、産業民生常任委員会松井孝恵委員長より 2 4 項目、議会広報特別委員会正垣耕平委員長より 1 項目、議会運営委員会山本明生委員長より 3 項目、以上となっております。

また、2、目的については所管事務調査、3、方法及び期間は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第 6 5 条の規定による委員会招集通知書及び第 7 4 条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申出のとおり、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

令和3年第1回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程しました報告議案につきまして、慎重審議をしていただき、全てを承認していただきまして、誠にありがとうございます。

まず、先ほど梅本教育長より退任の挨拶がありましたように、平成23年9月から旧教育長として1期4年間、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、平成27年9月から新教育長として2期5年7か月間、教育長を務められました。約10年にわたりまして学校教育や生涯学習などにご尽力をいただき、今日の上富田町教育行政があるものと思っております。本当に長い間ご苦労さまでした。ありがとうございます。退任後もご指導、ご鞭撻をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、教育長の任命同意をいただき、ありがとうございました。新教育長として宮内一裕氏が令和3年4月1日から令和3年8月31日までの5か月間で前任者の残任期間、就任していただきます。先ほど本人からも挨拶もありましたように、今後も教育行政発展のために最大の努力をしていただけると期待していますので、今後とも皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、本定例会で令和3年度の一般会計・特別会計の12議案のご承認をいただきました。この予算は令和3年度の行政執行の基本となるものであり、開会日の冒頭の挨拶並びに予算審査特別委員会で予算編成の過程を説明し、財源不足についても説明をして

いますが、行政運営に当たる上におきましては、教育や福祉、保健、医療など、また、地域の振興対策を充実することも必要であると考えています。

また、令和3年度も厳しい財政状況には変わりなく、効率的で持続可能な行政運営を確保するため、町の方針としましては、平成30年度からの事業仕分、事業の見直しについては今年度も継続し、なお一層の取組を進めてまいります。

今後におきましても、予算執行に当たっては監査委員の指摘事項並びに予算審査特別委員会の各委員さんからの指摘などを十分に反映し、取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、企業版ふるさと納税寄附金では、エバグリーン廣甚株式会社代表取締役廣岡様より100万円、株式会社南紀エアポート代表取締役岡田様より50万円、株式会社キナン代表取締役角口様より100万円、紀陽興産株式会社代表取締役爲岡様より100万円をご寄附いただきました。

次に、株式会社佐野農園代表取締役佐野様より紀陽銀行のCSR私募債発行券手数料の一部を拠出し、町内の小・中学校に40万円分のサッカーボール、ラグビーボール、ドッジボールのご寄附をいただきました。ご寄附をいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

最後に、次の町議会定例会までに規模を縮小した行事が予定されていますが、新型コロナウイルス感染症対策中でありますので、決定については状況を見ながら判断したいと考えています。4月1日から機構改革に伴い、新しい課の設置に始まりまして町職員の人事異動、4月8日には各小・中学校の入学式、5月2日には1月3日から延期した成人式、5月26日に予定をしておりましたチャレンジデーは延期になりますが、議員各位におかれましても、行事实施の場合はご参加、ご協力をいただけるようお願いを申し上げまして、令和3年第1回上富田町議会定例会を閉会するに当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

△閉 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本定例会は会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて令和3年第1回上富田町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前10時27分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 九鬼裕見子

議事録署名議員 山本 明生